第二条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
四　短期入所　第三十四条の十一第一項第二号に掲げる事項	（新設）
五　重度障害者等包括支援　第三十四条の十二第一項第二号に掲げる事項	（新設）
六　自立訓練（機能訓練）　第三十四条の十四第一項第二号に掲げる事項	（新設）
七　自立訓練（生活訓練）　第三十四条の十五第一項第二号に掲げる事項	（新設）
八　就労移行支援　第三十四条の十六第一項第二号に掲げる事項	（新設）
九　就労継続支援Ａ型　第三十四条の十七第一項第二号に掲げる事項	（新設）
十　就労継続支援Ｂ型　第三十四条の十八第一項第二号に掲げる事項	（新設）
十一　就労定着支援　第三十四条の十八の二第一項第二号に掲げる事項	（新設）
十二　自立生活援助　第三十四条の十八の三第一項第二号に掲げる事項	（新設）
十三　共同生活援助　第三十四条の十九第一項第二号に掲げる事項	（新設）
3　（略）	3　（略）
（業務管理体制の整備に関する事項の届出）	（業務管理体制の整備に関する事項の届出）
第三十四条の六十二　（略）	**第三十四条の六十二**　（略）
2　指定相談支援事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第五十一条の三十一第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならない。ただし、当該変更に係る事項が前項第一号に掲げる事項である場合において、都道府県知事、指定都市若しくは中核市の市長又は市町村長が、当該指定相談支援事業者から第三十四条の五十八第一項又は第三十四条の六十第一項の届出を受けたことにより、前項第一号に掲げる事項の確認に支障がないと認めるときは、同号に掲げる事項に係る届出又は届出書の記載を要しないものとすることができる。	2　指定相談支援事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第五十一条の三十一第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならない。
3　（略）	3　（略）
（業務管理体制の整備に関する事項の届出）	（業務管理体制の整備に関する事項の届出）
第三十四条の二十八　（略）	**第三十四条の二十八**　（略）
2　指定事業者等は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第五十一条の二第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならない。ただし、当該変更に係る事項が前項第一号に掲げる事項である場合において、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が、次の各号に掲げる指定障害福祉サービス事業者が行う指定障害福祉サービスの種類に応じて当該各号に定める事項又は第三十四条の二十四第一項第二号に掲げる事項について、当該指定事業者等（のぞみの園の設置者を除く。）から第三十四条の二十三第一項又は第三十四条の二十六第一項の届出を受けたことにより、前項第一号に掲げる事項に係る事実の確認に支障がないと認めるときは、同号に掲げる事項に係る届出又は届出書の記載を要しないものとすることができる。	2　指定事業者等は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第五十一条の二第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならない。ただし、当該変更に係る事項が前項第一号に掲げる事項である場合において、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が、次の各号に掲げる指定障害福祉サービス事業者が行う指定障害福祉サービスの種類に応じて当該各号に定める事項又は第三十四条の二十四第一項第二号に掲げる事項について、当該指定事業者等（のぞみの園の設置者を除く。）から第三十四条の二十三第一項又は第三十四条の二十六第一項の届出を受けたことにより、前項第一号に掲げる事項に係る事実の確認に支障がないと認めるときは、同号に掲げる事項に係る届出又は届出書の記載を要しないものとすることができる。
一～七　（略）	一～七　（略）
八　就労選択支援　第三十四条の十五の二第一項第二号に掲げる事項	（新設）
九～十四　（略）	八～十三　（略）
3　（略）	3　（略）

附　則

この命令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。